〈 改善報告書検討結果(帝塚山大学)〉

[1] 概評

2014 (平成 26) 年度の本協会による大学評価に際し、貴大学に対して、改善勧告として 2 項目、努力課題として 5 項目の改善報告を求めた。これを受けて、貴大学では、「帝塚山大学自己点検・評価委員会」を中心に検討を行い、各学部・研究科において改善活動に取り組んでいる。今回提出された改善報告書からは、貴大学が、これらの改善勧告及び努力課題を真摯に受け止め、意欲的に改善に取り組んできたことが確認できた。

まず、改善勧告については、教員組織(改善勧告No.1)に関して、2014(平成26)年度には経済学研究科博士後期課程及び法政策研究科博士後期課程において、大学設置基準上必要な専任教員数を満たしていなかったものの、大学を設置する学校法人が示す財政方針に基づき、経済学研究科及び法政策研究科は、2018(平成30)年度から学生募集を停止した。在籍者がいない法政策研究科については、学生募集停止と同時に研究科を廃止したが、博士前期課程及び博士後期課程に学生が在籍している経済学研究科においては、大学院設置基準上必要な専任教員数を確保し、在学生の研究指導に支障がない体制を整備している。

ただし、改善勧告として指摘した学生の受け入れ(改善勧告No.2)に関しては、2015 (平成27)年度入学者より経済学部経済学科、経営学部経営学科、法学部法学科の入学定員を減じ、2018 (平成30)年度には、経済学部及び経営学部を再編し1学部1学科の経済経営学部経済経営学科を新設しており、これらの取組みの結果、法学部では、過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均及び収容定員に対する在籍学生数比率がそれぞれ0.97、1.07と改善されたものの、新設した経済経営学部では、入学定員に対する入学者数比率が1.38と高くなっているので、今後、適正な定員管理に努めることが望まれる。

また、努力課題として指摘した教育課程の編成・実施方針(努力課題No.1)については、心理科学研究科において、博士前期課程と博士後期課程を区分した教育課程の編成・実施方針を定め、概ね改善が認められるものの、博士前期課程については、科目編成の実態が示されているのみで編成の方針(基本的な考え方)が明確と言えないので、改善することが望ましい。

以上の事項について、引き続き検討を重ね、より一層の改善に尽力し、貴大学が、その目的の実現のために、不断の改善・改革に取り組むことを期待したい。

[2] 今後の改善経過について再度報告を求める事項なし